

展示園およびヤシ園開園要領

1 目的

小笠原諸島固有植物の保護・育成および熱帯性有用植物の収集・展示を行い、学術用研究資料の保存や園芸利用素材の母樹園的機能を付加させるとともに、環境学習や観光産業にも寄与する公共施設として都民や来島者に公開する。

2 開園日および開園時間

原則は、通年開園で開園時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。

3 公開方法

案内は、説明板、標識、パンフレット等により行い、説明者は配置しない。

4 入園料および

入園は、無料とする

5 展示園の利用方法について

展示園は、徒歩による見学を原則とし、車両は、指定の駐車場に止め、園内の進入を禁止する。但し、車両の利用が必要な場合は、農業センター所長宛に様式一1（入車届）を提出することとする。

6 盗難防止対策

展示栽培植物や固有植物等の折損や盗難防止対策を講じるとともに、開園時間以外の侵入防止対策についても整備拡充を図っていく。

7 危険防止対策

危険箇所には、標識を設置し、職員が適宜巡回するなどの安全確保対策を講じる。

8 その他

長時間、時間外または広範にわたり園内を利用する場合は、事前に農業センター所長宛に別紙様式一2（利用届）を提出することとする。

本要領は、平成15年12月15日から施行する。